

## 全 員 協 議 会 会 議 録

### 1 開会年月日

令和7年6月24日（火）

### 2 開会場所

第一委員会室

### 3 出席議員（33名）

議 長	白 石	英 行
副 議 長	田 中	香 澄
議 員	のぐち	けんたろう
議 員	吉 村	美 紀
議 員	松 平	雄一郎
議 員	宮 野	ゆみこ
議 員	ほかり	吉 紀
議 員	依 田	翼
議 員	高 山	かずひろ
議 員	石 沢	のりゆき
議 員	千 田	恵美子
議 員	浅 川	のぼる
議 員	豪	一
議 員	山 田	ひろこ
議 員	宮 本	伸 一
議 員	沢 田	けいじ
議 員	海 津	敦 子
議 員	宮 崎	こうき
議 員	たかはま	なおき
議 員	小 林	れい子
議 員	金 子	てるよし
議 員	市 村	やすとし
議 員	田 中	としかね

議 員	名 取 顕 一
議 員	松 丸 昌 史
議 員	岡 崎 義 顕
議 員	上 田 ゆきこ
議 員	品 田 ひでこ
議 員	浅 田 保 雄
議 員	高 山 泰 三
議 員	山 本 一 仁
議 員	関 川 けさ子
議 員	板 倉 美千代

#### 4 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
榎 戸 研	防災危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長

渡 邊 了	監査事務局長
川 崎 慎一郎	企画課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
畑 中 貴 史	総務課長
木 村 健	区民課長
吉 本 眞 二	アカデミー推進課長
篠 原 秀 徳	福祉政策課長
鈴 木 大 助	子育て支援課長
中 島 一 浩	生活衛生課長
真 下 聡	都市計画課長
橋 本 淳 一	管理課長
武 藤 充 輝	環境政策課長
阿 部 英 幸	施設管理課長
熱 田 直 道	教育総務課長
宮 部 義 明	選挙管理委員会事務局長

## 5 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査主査	菅 波 節 子
主 事	阿 部 隆 也
主 事	眞 鍋 由起子
係 員	平 尾 和 香

## 6 本日の付議事件

- (1) 理事者報告
- (2) 議長会の報告
- (3) 本会議の流れ及び所要時間について
- (4) 一般質問

(5) その他

---

午後 1時00分 開会

○白石議長 それでは、全員協議会を開会させていただきます。

議員の先生方、理事者の皆さん、全員御出席をいただいております。

---

○白石議長 初めに、理事者報告、訴訟関係について。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 訴訟関係について、御報告申し上げます。

今回、御報告申し上げます案件は、訴えの提起が1件でございます。

本区で生活保護を受給している方を原告とする訴えで、4月4日付で東京簡易裁判所に提起され、東京地裁に職権で移送された後、6月12日に訴状が送達されたものでございます。

本件は、原告が自立支援センターや更生施設に入所していたことに係るもので、訴えの内容は、区から施設への入所を提案され、実際に施設に入所していたことにより精神的苦痛を受けたとして、60万円の支払いを区に求めるものでございます。

なお、事件の処理につきましては、特別区人事・厚生事務組合法務部へ依頼しておりますことを申し添えます。

訴訟関係についての御報告は、以上でございます。

○白石議長 よろしいでしょうか。はい。

---

○白石議長 続きまして、議長会の報告ですが、6月18日に特別区競馬組合の定例会が開会されました。昨年の9月4日に全員協議会で御報告させていただきました、競馬組合が東京都競馬株式会社に対し損害賠償を起こした、令和5年12月5日に発生した大井競馬場の電気系統のトラブルによる停電等の損害に関する事故についてですけれども、調停が成立いたしました。東京都競馬株式会社が損害賠償債務として、1億3,075万6,130円支払う義務があるということで認められましたので、ここに御報告をさせていただきます。

議長会は以上です。

---

○白石議長 続きまして、本会議の流れ及び所要時間について。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、6月24日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、宮野ゆみこ議員と松丸昌史議員が指名されます。

次に、諸般の報告として、住民監査請求要旨について、令和6年度令和7年4月分及び令和7年度4月分例月出納検査結果の報告について、計2件の報告がございます。

次に、日程の追加が行われます。

追加日程第21として、議員提出議案の意見書1件、追加日程第22から第24までとして、議案第21号及び第22号並びに第25号の条例案2件、事件案1件、追加日程第25及び第26として、議案第23号及び第26号の条例案1件、事件案1件、追加日程第27として、議案第24号の条例案1件、追加日程第28から第48までとして、請願審査終了分21件、追加日程第49として「監査委員選任の同意について」、追加日程第50として「議長辞職許可について」、追加日程第51として「議長選挙について」、追加日程第52として「副議長辞職許可について」、追加日程第53として「副議長選挙について」、追加日程第54として「常任委員会の委員の定数及び選任について」、追加日程第55として「議会運営委員の選任について」、追加日程第56として「特別委員の辞任許可及び選任について」、計36件が本日の日程に追加されます。

次に、日程に入ります。

初めに、日程の順序を変更し、まず、追加日程第21として、議員提出議案第1号の意見書案1件が議題とされ、全議員提出議案ですので、提案説明及び委員会付託を省略し、簡易表決による採決となります。

次に、日程第1から第4までとして、議案第1号及び第2号、並びに第11号及び第12号の4件が一括して議題とされ、高山泰三総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第5から第7までとして、議案第3号から第5号までの3件が一括して議題とされ、名取建設委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第8から第20までとして、議案第6号から第10号まで、及び第13号から第20号までの13件が一括して議題とされ、浅川文教委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、追加日程第22から第24までとして、議案第21号及び第22号並びに第25号の3件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、議長が人事委員会の意見を報告し、総務区民委員会に付託となります。

次に、追加日程第25及び第26として、議案第23号及び第26号の2件が一括して議題とされ、

佐藤副区長の提案説明の後、建設委員会に付託となります。

次に、追加日程第27として、議案第24号が議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、議長が人事委員会の意見を報告し、文教委員会に付託となります。

次に、本日の会議時間について、あらかじめ延長する旨を協議いたします。これは、本日の本会議の終了時刻が18時を過ぎると見込んでいるためでございます。

ここで休憩宣告となり、議案審査のため本会議を暫時休憩いたします。

第一委員会室で総務区民委員会、建設委員会、文教委員会の順に、順次委員会を開催し、各議案に係る審査を行います。

第一委員会室での各委員会開催準備のため、それぞれの委員会終了後、委員の皆様及び理事者の皆様には、速やかに御退出をお願いいたします。

再会宣告の後、本会議を再開いたします。

総務区民委員会、建設委員会及び文教委員会から議案審査報告書が提出されますので、これらを本日の日程に追加いたします。

まず、議案第21号及び第22号並びに第25号の3件が一括して議題とされ、高山泰三総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、議案第23号及び第26号の2件が一括して議題とされ、名取建設委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、議案第24号が議題とされ、浅川文教委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、追加日程第28から第48までとして、各常任委員会及び議会運営委員会における請願審査終了分21件が一括して議題とされ、請願審査報告書を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。

次に、監査委員選任の対象となる議員が除斥され、議場を退出した後、追加日程第49として「監査委員選任の同意について」が議題とされます。依頼文書を書記朗読した後、成澤区長から提案説明を受け、起立表決による採決となります。

採決の後、選任同意された議員が議場に入場し、一旦自席に着席後、登壇し、挨拶を行います。

次に、議長が除斥され議場を退出し、副議長が議長席に着き、追加日程第50、「議長辞職許可について」が議題となります。辞職願を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。その後、除斥議員が議場に入場し、一旦自席に着席後、登壇し、挨拶を行います。

次に、追加日程第51、議長選挙を行います。議場閉鎖後、開票立会人の指名、投票用紙配付、投票箱の点検の後、投票、開票、結果報告、議場閉鎖解除、このような流れで選挙が行われ、当選人告知の後、受諾の挨拶が行われます。

次に、副議長が除斥され、議場を退出し、新議長が議長席に着いた後、追加日程第52、「副議長辞職許可について」が議題となります。辞職願を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。その後、除斥議員が議場に入場し、一旦自席に着席後、登壇し挨拶を行います。

次に、追加日程第53、副議長選挙を行います。議場閉鎖、開票立会人の指名、投票用紙配付、投票箱点検の後、投票、開票、結果報告、議場閉鎖解除、このような流れで選挙が行われ、当選人告知の後、受諾の挨拶が行われます。

次に、追加日程第54、「常任委員会の委員の定数及び選任について」が議題とされ、議長指名の委員の数を定数とすることについて簡易表決による採決となり、議長指名の委員が書記朗読されます。

次に、追加日程第55、「議会運営委員の選任について」が議題とされ、議長指名の委員が書記朗読されます。

次に、追加日程第56、「特別委員の辞任許可及び選任について」が議題とされ、辞任申出の委員を書記朗読の後、議長指名の委員が書記朗読されます。

ここで再度、休憩宣告が行われ、正副委員長及び理事を互選するための委員会を順次、第一委員会室で開催いたします。

再開宣告の後、常任、議運、特別委員会の正副委員長及び理事互選結果の報告がございます。

ここで、三度目の休憩宣告が行われ、議員の派遣について協議するため、議会運営委員会を第二委員会室で開催いたします。

再開宣告の後、追加日程として「議員の派遣」が追加されます。議案を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。

以上で日程が終了し、全ての議事が終了いたします。

区長から御挨拶をいただき、散会宣告となります。

次に、所要時間でございますが、本日の所要時間は、開議宣告から1回目の休憩宣告までが35分程度、再開宣告から2回目の休憩宣告までが73分程度、2度目の再開宣告から3回目の休憩宣告までが3分程度、3度目の再開宣告から散会までは6分程度と見込んでおります。

これに、休憩中の各委員会の時間が加わるものでございます。

説明は以上です。

○白石議長 よろしいでしょうか。

たかはま議員。

○たかはま議員 議長にお伺いいたします。

この後の本会議の流れについて、ただいま御説明がございましたが、私は紹介議員も務めさせていただきました、委員会のインターネット中継を求めるといった内容の請願受理第20号並びに同趣旨の第19号1項については、特段の事情があり、起立表決による個別採決を求めたいと思います。

今回、個別採決に付すべき事情は、大きく2点ございます。

まずは、議会運営委員会において可否の割合が僅差であり、文京区議会の会派構成を考慮すると、本会議において賛成、反対が逆転する可能性が否めないこと。

2点目は、令和5年6月定例議会で、インターネット中継に関する請願が採択されている関係で、区民の皆様に対して、より明解な説明責任があると考えること。

議会運営委員会では、2人以下会派が意見を表明する機会がないことも課題でございます。

そのほか、状況を総合いたしまして、文京区議会会議規則第31条、同第80条に規定されている、一括して簡易表決を諮るのではなくて、請願受理第19号の第1項並びに第20号については、議長において、起立表決による個別採決を行っていただくよう、お願い申し上げます。

なお、我々に配付されている、この議員必携の130ページには、あらかじめ反対者が分かっている場合には、起立採決によるべきであるとの記載がございます。私は、委員会の決定にあらかじめ反対を表明させていただきたいと思いますが、議長、いかがでしょうか。

○白石議長 では、事務的な話は、佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 請願について、一括して議題とし、簡易表決による採決を行うということについては、先ほどの議会運営委員会で決定した内容となっております。解釈は様々あるかと思いますが、今回の件については、もし異議があるということであれば、本会議の中で、議長が一括して議題とするという発言をした際に、自席から異議を申し立てていただいて、そこで異議があれば、議会で討論を用いず諮るという流れになりますので、そういった形でお願いできればと思います。

○白石議長 たかはま議員。

○たかはま議員 御説明ありがとうございます。そういうことで、私も承知しております。後

ほど開催される本会議において、文京区議会会議規則31条の一括議題のところ並びに、その後の簡易表決は80条になりますけれども、異議を申し立てさせていただく形になるかと思われまますので、各議員の皆様にはおかれましては、御賛同を御検討いただきますよう、お願い申し上げます。

私からは以上です。

○白石議長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 今、異議を申し立てるといふ発言がありましたので、流れについて、若干補足をさせていただきます。

まず、本会議で一括して議題とすることに反対するといふ異議が出された場合につきましては、会議規則に基づきまして、議長が一括して議題とすることに賛成する議員に起立を求めますので、一括することに賛成の方は起立をくださいますよう、お願いいたします。賛成多数ということであれば、予定どおり一括して議題として、議事が進みます。

また逆に、起立が少数で、一括して議題とすることに反対する議員が多いということになれば、個別に議題とするということになります。

次に、簡易表決についても異議があるというお話でございましたけれども、こちらは、議長の宣告、簡易表決にする旨について異議があった場合は、5人の異議の申出がある場合には、そちらが成立することになりますので、こちら過半数ではなく、5人以上いれば成立するということになります。その場合は、簡易表決ではなくて、起立表決を求めるということになります。

以上でございます。

○白石議長 手続的には、そのようになります。

なお、たかしま議員には、事前に御相談いただいておりますが、事前に御説明したとおり、私は議長として、議事進行の円滑化を図るために、全ての議員の態度については把握しているところでございます。それもお伝えしたとおりでございます。

続きまして、小林議員。

○小林議員 今の今日の流れとか手続上のことは、理解いたしました。そもそもの請願の運用について伺いたいんですけれども、私のほうも請願の紹介議員ということもあって、委員会のインターネット中継を求める請願について、結果は不採択だったから、もしかしたら覆るのではないかということ、今、否定されたところなんですけれども、ほかの会派の態度表明も可視化できるよう、本会議での起立採決をしてほしいと望む声を伺っているところであ

ります。

例えば、かつて私が所属していた厚生委員会で、令和4年9月にコロナ禍での介護施設への減収補填を国や都に求める請願が審議され、委員会では採択5、不採択2で、採択すべきものとされましたけれども、本会議の起立採決にかけられて、採択16、不採択17となり、逆転不採択になりました。その際、厚生委員会に所属されていない会派があるため、最終的な賛否が分からないという理由で、起立採決になった記憶があります。

でしたら、今回のインターネット中継を求める請願についても、議運は交渉会派4会派のみで構成されており、残りの7会派は所属してないわけですから、同じように求められたら起立採決もありだと思えるんですけども、そもそもの話、本会議の起立採決に至るまでの運用について、誰のどのような判断によるのか、また、その根拠についても伺います。

○白石議長 その前に、今回の件は、先ほどたかはま議員の件で解決していると思いますので、昔の採決のことについての考え方について、事務的な話なので、御説明申し上げたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 本会議における議事を一括にして審議する、また、簡易表決による採決を行うということにつきましては、議長の議事整理権の中で認められているものでもございますし、また、規定の中にも明文化されているものと承知をしてございます。

先ほど、具体的な事務手続の流れでございますけれども、例えば委員会で採択すべきとなったものが、本会議で不採択ということについては、事務手続的にいいますと、事前に、委員会で採択になったけれども、不採択だと考えているという議員の方から、事前に情報を事務局のほうにいただくことがあり、そういった場合に、明らかに逆転するということが分かっている場合には、円滑な議事進行の観点から、最初から起立表決にすることを議長と御相談し、議会運営委員会に諮っているということでございます。

今回、申出の件については、事前に委員会と反対だという方の議員の方が過半数を超えるということにはなっていないというふうに事務局では認識してございますので、通常の請願については、一括して審議をし、基本的には、委員会の決定のとおりで異議がないかという採決の方法を取ってございますから、そういった流れで、議会運営委員会で確認をしていたら、そういうふうに決定をいただいたという流れになってございます。

○白石議長 では、小林議員。

○小林議員 分かりました。今回のインターネット中継を求める請願については、議長が所属

されていない会派の委員全員に聞き取りをして、不採択になるということを確認したということが分かりました。

先だって、議会運営委員会に請願不採択に関する審査の透明化を求める請願が出されていたように、区民から請願の扱いに対して、議会からの説明不足が問われています。不採択に至った理由を区民の方に分かっていただけなければ、紹介議員になったことで、私たちも批判されることがあるんですけれども、同じ趣旨の請願が出され続けても仕方がないというふうに私は考えます。

請願を基に議論を発展させるためにも、起立採決は有効かと思いますので、今後、委員会に所属していない人たちの態度表明も分かるような運用の仕方に変えていただきたいというふうに要望いたします。

○白石議長 ほかに。

（「関連……」と言う人あり）

○白石議長 関連はないよ。

（発言する人あり）

○白石議長 沢田議員。

○沢田議員 ありがとうございます。

ちょっと今回のというよりは、今、小林議員の質疑を、議論を聞いていて、ちょっと不思議に思った部分なんですけど、ここでちょっと確認させていただきたいんですが、先ほどたかはま議員が今回の件を個別採決でやってほしいという話、特に議会運営委員会のメンバーに偏りがあると。要は、2人以下会派の議員は参加ができてないし、意思も表明できてないので、起立表決にしてほしいというような話があって、私、それは本当にそうだなとずっと思っているんです。ほかの委員会は、基本的にはそういう偏りがないけど、議会運営委員会に関しては、明確に3人以上会派しか参加できないというルールがありますよね。そこは何かの配慮をいただきたいなと思っていた部分なんですので、小林さんと同じように、私も今回、起立表決にしていただけると、それがクリアになるのになと思うんですけど。

一方で、先ほど御説明があった中で、議長が議事進行のために、基本的に全ての議員の賛否は把握しているとおっしゃったじゃないですか。それで、事務局長も——会派離脱という意味じゃないんですよ、そういうことじゃないです。ちょっとここだけははっきりしておきたいんです。事務局長が、明らかにそれで逆転しているということが分かっていたら、円滑な議事進行のために、起立表決を求めるんだというお話をされたんですが、それで今回は過

半数を超えないって、もう明らかに分かっているんで、やらないというお話、御説明だったんですけど、これ事前に、要は、少なくとも過半数の議員に対して、意向を聞きに行っている。請願の賛否に対する意向の調査をしているということなんですかね。

○白石議長 事務的な話は、佐久間事務局長から。

○佐久間区議会事務局長 私のほうからお答えした内容で、事前に聞きに行っている、聞いて回っているというふうに誤解されたのであれば、訂正をさせていただきます。議員の皆様も、議会の議事進行を円滑にしていきたいということは、皆さん、御協力いただいているというふうに思っております。委員会と反対の意見なんだけどということは、議員の皆様から事務局にそういったお話をいただくことがあるということでございます。そういった場合には、こちらのほうで、そういった人数が多い場合には、もう逆転することが明らかということで、最初からそういった流れで検討するということございますけれども、事務局から、一つ一つそういったことを確認するということはしてございません。

それと、先ほど最初に交渉会派の件がございましたので、一般論として、事務的な話をさせていただきますが、文京区議会では、交渉会派、3人以上の議員によって構成される会派ということになってございまして、一般的に議会の運営や重要事項の調整など、議会活動を円滑かつ効率的に進めるために設置されるのが、その交渉会派というのが一般的な形かと思っております。

そういった中で、ある一定の人数以上の会派を交渉会派として、その交渉会派に対して議会運営委員会の構成を認めるですとか、例えば代表質問をそういった交渉会派に認めるということについては、ほかの議会でも、通常、一般的にやられているのではないかと認識してございまして、文京区議会では、3人以上の会派、また予特・決特での総括質問は、交渉会派のみといったルールが長年の議会の合意の中でできてきているものというふうに承知してございます。

○白石議長 あわせて、付け加えると、2023年の第30期文京区議会が始まった当初、この文京区議会をどのように運営していくかという中で、全議員同意の上、進められたシステムが一つあります。その上で進めていく中で、今も進行しています。

補足するならば、開かれた議長室に皆さん何度かお越しにきたことかと思いますが、そういうところで御意見を賜りながら、調整を図っていくというのが議長職の役目でもありますので、その役目は、しっかりと行っているということはお伝えさせていただきたいと思えます。

沢田議員。

○沢田議員 ありがとうございます。

おっしゃっていることはよく理解できて、そして何か要望があれば、もちろん、開かれた議長室に普通にお伺いしますので、そうなんですけど、ちょっとここで確認しておきたいのは、今、申し上げた事前の意向調査みたいなものがないんですよということ。そしてあとは、今、おっしゃった交渉会派3人以上が議会運営委員会を構成するというのは、通常、一般的にはほかの議会でもやられていることではあるんですけども、ただ、原則論として、全ての議員は平等であるべき、平等な権限を持つべきあるというところから鑑みると、ちょっと偏っている部分があるんじゃないかなという意識が皆さんの中にもおありかどうかの確認がしたかったということです。その2つですね。

最初に申し上げた——ちょっとこれだけ言わせてください。最初に申し上げた、意向調査みたいなものが実際にやってなかったとしても、行われてしまうと、これは特に少数会派の方たちにとっては、多数派を忖度する圧力になりかねないので、そう取られるようなことも含めて、今後も配慮をいただきたい、そうならないようにしていただきたいということです。今回は、要は、その委員会の判断——あれ。今回、委員会の判断に対して、反対のある方が事務局に言いに来られたんですよ。反対でしたっけ。委員会の決定に賛成の方が事務局に言いに来られたんですっけ、どっちでした。

（「AGORAはどうしたの」と言う人あり）

○沢田議員 AGORAは賛成です。はい。

（「いや、だから、それを聞いて、何なの」と言う人あり）

○沢田議員 要は、自主的に議員が事務局に表明をしにきた場合だけカウントされているという話でしたよね。あ、違うんですか。すみません。

○白石議長 誤解を招くようなことなので、はっきりと事務的な手続については、佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 請願につきましては、基本的には一括して議題として、委員会の決定のとおり簡潔表決による採決というのが一般的な流れでございます。まれに、委員会の決定と違うんだということを事務局にお話に来る議員の方がいらっやっやっ、仮にそれが明らかに過半数を超えるような場合には、議事運営の観点から、最初からそういった流れにすることを議長に御相談した上で、議会運営委員会に諮り、決定をいただくということでございます。あくまで、特例的なお話でございまして、基本は、委員会決定のとおり一括議題とし、

簡易採決というのが基本でございます。

○白石議長 もうここは討論する場所じゃないんで、今、事実確認はされたことと思いますので、各議員の先生方におかれましては、もう当然ながら、自分の考えというものがあるでしょうから、そのことについては、どうぞ何かありましたら議長室のほうへ来ていただいてもよろしいし、議会事務局のほうへお話しされてもいいということでございます。

（「それは十分承知しているんですけど」と言う人あり）

○白石議長 いや、もういいよ。それ以外のことについては、また様々な議論をする場がありますので、今日の全員協議会で上げられたことも、一つ課題認識として進めていきたいと思っています。

（「ただ、ただですね」と言う人あり）

○白石議長 もう今、締めたんだ。

それでは、これで全員協議会を閉会させていただきます。

（「まだ……」と言う人あり）

○白石議長 まだあるの。手を挙げてなかったじゃない。

（「一般質問……」と言う人あり）

○白石議長 一般質問だよ、今、もうずっと。

（「関連で入っていた……」と言う人あり）

○白石議長 あ、そうか、なるほど。その前に、では、すみません、一般質問があるそうなので。

海津議員。

○海津議員 私のほうから2点ございます。

1点目は、幹事長会について、お尋ねをさせていただきたいと思います。

かねて、私が区民に供花を送った件について、公職選挙法の違反を区民の方から受け、自ら警察に赴き説明したことは、既に申し上げているところで、議長のほうからも、この全員協議会でお話しいただいたと思います。その件で、ちょっとお尋ねしたいんですけども、かつて議長、副議長から行われたヒアリングにおいては、副議長から辞職をしないのですかと厳しく迫られました。それは、今、ヒアリングのときの議事録にもきちっと掲載させていただいています。

また、さらに幹事長会では、私に対して議長から問責決議案が提出されました。結果的には、成立には至らなかったものの、議会として、極めて重い判断が私1人に対してのみなさ

れたことは、非常に事実として重いかなど思っています。

なぜならば、その後、私と同様に区民に供花等を送っていたことで、公職選挙法違反の疑いがあるのではないかと指摘された議員の方々が複数いるにもかかわらず、いずれも、幹事長会で問責決議案が提案されることも、取り上げられることもなかったんですね。私の場合は、海津敦子に対しての議員の公職選挙法違反という次第で、もうこの1点だけでも幹事長会が開催されていたと。非常に、私にとっては、何かすっきりしないものがある。

これは別に、ほかの議員に対して問責を求めるものではないことを前提にお話をしたいと思います。しかし、同様の行為について対応が異なるのであれば、そこには合理的な説明が必要だと思うんです。この点を問うと、だから今後、政治倫理条例をつくるのだという趣旨の発言で済まされることがあるかもしれませんが、それでは説明責任を果たしたというふうには私は思っておりません。

なぜ今回、私にだけ問責決議案が提案され、幹事長会等で取り上げられたにもかかわらず、ほかの議員に関しては、その点は一切されてないんですね。なので、ここで明確にお答えいただきたいのが、私1人に対してのみ問責決議案等が幹事長会で提案されたのはなぜなのか。公平性に欠けた対応だったのではないかと私は思っておりますので、その基準があったのかどうかを明確にお答えいただきたいと思います。

仮に、これから、今先ほど申し上げましたけど、倫理条例をつくるというようなことで済まされるのであれば、現時点での議会の対応が恣意的であったと容認することになってしまうんじゃないかなと私は思うわけです。

そうした事態が議会の信頼を失うということにもなりますので、議長、先ほども皆さんに自分の考えがあるだろうと先ほどもおっしゃっていただいたので、議長としてのお考えをしっかりと聞かせいただきたいと思います。

今後の倫理条例の策定に当たっては、同様の事案に対し、恣意的な扱いがなされているというような疑い——私、今回なされたと思っておりますけどね。ないような、明確な明文化された判断基準も定める必要があると思いますので、そうしたことも含めて、まずは御回答いただきたい。

○白石議長　まずは、佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　幹事長会での議論の経緯でございますけれども、海津議員の場合には、そういった問責決議案が必要なのではないかということが幹事長会で議論され、具体的に手続について、各議員の皆様に御意見を伺ったということは事実としてございます。結果

として、そこまでには至らないんじゃないか。また、議長からの嚴重注意等ではないのか。ただ、嚴重注意等については、規定がないので、なかなか実際には難しいんじゃないか。様々な意見があり、結局、公職選挙法違反等については、各議員の皆様がそれぞれ注意して、そういったことはないようにしましょうということで、終了したという流れになってございます。

また、全員協議会につきましては、ほかの議員から質問があったものに対して回答したという流れでございまして、その後、同様の供花の件についても何件か議会のほうに来てございますけれども、それにつきましては、海津議員の件を先例として、問責決議案にすることはなかなかできないのではないかと。そういったことについて、議長から聞き取りを行い、嚴重注意をした上で、議員の皆さんに改めて周知啓発をしてきたというのが具体的な事務の流れでございます。

○白石議長 では、私のほうから。

いずれにせよ、供花を提供するという事は、公職選挙法違反であることは間違いのない事実でございます。そのことが区民のほうから私どもの区議会のほうにお話があって、それが取扱いについては、一番初めに海津議員と私のほうでヒアリングをさせていただいて、指示を出させていただきました。その後、その経過を見守っておったところでございます。なぜならば、こちら側から取る情報が得られず、海津議員からの起こした行動によって、何の情報が出てくるかということを待ち続けるしかなかったというのが事実でございます。

その中で、海津議員の場合には、インターネットを通じた中で、広く外に発信をされたという案件があり、その件について、どのように取り扱っていくんだという区民の御意見もありという中で、議会が取れる措置として何ができるかという、1つが問責決議案であるということが議論になったわけでございます。

しかしながら、先ほど議事のお話の中で、幹事長会の中で様々な議論の中で、まだ動向を見守りましょうというような話になりましたので、そのようなことはなく、現在に至っているということで。

また、倫理条例の策定に当たっては、これらのことが隠ぺいされるようなことではなくて、逆に、様々な声がインターネットを通じて区民の皆さんから、公職選挙法違反について、何件かお話が来ているのも事実であります。

こういうことについて、皆さんで情報を共有しながら、どのような文京区議会として立場をつくっていくかということの一つの方向性として、今、議論が進められているというふう

に私は理解をしておりますので、今後の推移をしっかりと見守っていきたいと思っています。

海津議員。

○海津議員 御説明ありがとうございました。ただ、やっぱり分からないですね。私の事実、事務局からお話しいただいたとおりだとは思いますが、ただ、そのところで私が先例となって、そのところでそういうふうな同様な取扱いをこれからしましょうというのであれば、当然、幹事長会の中で協議なり、それが共通認識として皆さんに分かるように、書かれていかなくちゃいけないものが、全くないんですね。本当はない。ほかの方々に関しては、取り上げられることもなく、海津のところの先例から考えれば、これはそこまでやる必要がないだろうというふうな議論も何もないまま、取り上げられることもないままということを見ていくと、非常に恣意的に私には感じられてしまうということなので、決してそういうことがないようにお願いしたいことと、やはり区民の方々に対して、これまで疑問の声を寄せられているところに関しては、しっかりとお答えいただきたいと思います。これはお願いということで、終わりにします。

それで、もう一個、質問があります。

それは、今回、区長から、6月17日付で大韓民国ソウル特別市松坡区への訪問についての依頼が入っております。区議会議員を派遣依頼、1人代表者としてお願いしますという依頼文です。これは分かりました。議会のほうには、議長宛てに、松坡区の松坡区庁長というんですかね、の方からも議長のほうに招待状が来ています。

それで、議会のほうとすれば、議長に対しての招待に関すれば、議会費で視察に行かれるということなんですけど、そこでお伺いしたいのは、本当にこの議長が行くということだけでは、文京区は駄目なんでしょうかね。ここにあって、議長が兼ねてこの区民ツアーに行くということじゃ駄目だったんでしょうかという、素朴な質問。

もしかして、これ議長でもいいんですよということなのか。でも、今回、幹事長会で、なぜか分からないですけど、議長から総務区民委員長が行きますというふうになっているんですけど、本当にこれ総務区民委員長が行かないと駄目な案件なのかと。

かつて、ドイツのほうに総務区民委員長が行っている事実は知っています。ただ、やはり時代も相当変わってきていて、区民ツアーと同一であり、議会独自の外交活動や協議の予定が、今のツアーから見るとない中だとすれば、議長が行かれて、議長があっちの松坡区のほうのところでは相当いろんなところのフェスだとかいろんなところに参加されますので、そこ兼ね合わせるということでは駄目なのかということをお伺いしたいと思います。

○白石議長 まず、前段の、海津議員、供花の件の続きなんですけど、ほかの案件についても、同様の行動は取っていただいていますので、お伝えをしておきます。

そして、松坡区の件については、今日の議会運営委員会で取り上げる案件ではございますが、考え方だけについては、ずっと聞きたいということなので、考え方だけ聞いて、議運のほうに投げたいと思いますので、役所のほうから、長塚アカデミー推進部長。

○長塚アカデミー推進部長 区民ツアーへの議会代表者の方の御同行いただきたいという御依頼でございますが、こちらにつきましては、昨年度、姉妹都市提携を結んだときに、総務区民委員会で御報告しておりますが、区民ツアーを当時から予定しておりました。その際に、区民ツアーでございますので、区議会代表者1名の方、御同行いただきたいということで、手続を進めてきたところでございます。

それとは別に、松坡区の区庁長から議長のほうへ招待状が来たということは聞いておりますが、区といたしまして、議会に対しましてお願いしているのは、代表者1名というところでございます。

○白石議長 海津議員。

○海津議員 ごめんなさい、今の、私が質問したいのは、議会の代表が、議長が行かれることは決まっています。そこはいいんです。でも、そのところで、その区民ツアーへの議会からの代表者というのは、議長が兼ねてしまったら不都合があるのかどうかということをお教えしてほしいということです。

○白石議長 議長の話になっているので、佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 ちょっと過去の経緯ですけれども、先ほど議員から御紹介あったとおり、カイザースラウテルンのときには、議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員の3名がそちらのほうに参加をしているという形になってございます。

また、北京市の通州区の際には、議長と総務区民委員会委員長が友好都市の締結に参加をしています。そのほか、昨年度は議長が1人で松坡区のほうに向かっていますので、それぞれ状況に応じて1人だったり、また総務区民委員会委員長の同行を求めるといったことがあるんだろうとっております。

今回につきましては、区のほうから、議会の代表として1名、区民ツアーに参加をということがあったとともに、松坡区の庁長のほうからは、議長と、それから議員の方についても、招待という形で案内をいただいているところです。そのため、割振りとして、松坡区のほうの招待には議長が応じ、区民ツアーについては総務区民委員会委員長が随行するという

形でどうかということで、この後の議会運営委員会にて審議いただくということになってございます。

○白石議長 それでは、これもちまして、一般質問を終了し……。

（「まだある……」という人あり）

○白石議長 まだ一般質問あるの。2時から本会議だよ。分かっている。はい。

では、依田議員。

○依田議員 先ほどから様々な意見が噴出しておりますけれども、こういった意見がこの場に出てくるというのは、やっぱり少数会派や非交渉会派がこの議会運営に参画する手段がほとんどないということに起因するんだと思います。実質的な議会の運営の方向性を決める幹事長会に参加できないことはもとより、その議論の中身すらよく分からないまま、決定が送られてくるというのみでございます。

前期と違って、今この段階では、非交渉会派が7会派あって、10人いるということで、状況も随分変わってきているんだろうなと思います。

で、議長にお伺いしたいんですけども、これまでの2年間のこの議会運営についての総括と、今後の新しい議長に引き継ぐに当たって、今の課題について、どうお考えかというのをちょっと御意見を伺えればと思います。

○白石議長 後ほど、議長室に来てください。

それでは、これもちまして、一般質問を……。

（「一般質問……」という人あり）

○白石議長 沢田議員は、一般質問なの、今度。

では、沢田議員。

（「運営に関して……」という人あり）

○白石議長 運営……。

（「議長の……」という人あり）

○白石議長 いや、みんながそうやって説明して。さっきお話ししたとおり、繰り返しはもう面倒くさいので、30期のスタートのときに決めた中での運営をしていく中で、形はどうあれ、みんなで議論して変えていくのが文京区議会のよさだというふうに思っています。

ですので、今、全協でも皆さんの発言を認め、意見を吸い上げているというのは、態度で分かっているんじゃないかなと思います。

365日、24時間という時間が人生の中にありますので、こういう平場と言われている場所

だけではなくて、日々の中からいろんな意見交換をさせていただいて、文京区議会、進展に  
尽くしていきたいと思っていますので、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、沢田議員。

○沢田議員 3分で終わります。一般論として伺いますよ。

会議の原則、さっきもちょっと話していたんですけど、私たちの教科書ともいえるこの議  
員必携に書いてあるわけですよ。ここに会議の原則というのがあって、その中に、本会議は、  
基本ですよ、原則、1議事1議題の原則。そして、起立表決の原則があると書いてあるんで  
す。先ほど議論しました請願の委員会決定が本会議で変わるとか変わらないとか、そういう  
のは関係なく、会議の原則というのはあると思うんですね。

ただ、先ほどの請願の話では、最終的に議長の議事整理権で一括議題、簡易表決に決めて  
いるということだったんですけど、この議長の判断は、会議の原則を踏まえた上で、どうい  
う根拠でされているんですか。慣例的なものですか、それとも何か根拠とか明文化されたも  
のがあるんでしょうか。

○白石議長 また、事務的な話は、佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 議事整理権とともに、会議規則の中で、議長が必要であると認める  
ときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができるということで、一括して議題と  
することについて定めがございます。

また、会議規則の中には、一括して議題——失礼しました。簡易表決について、そちらに  
ついて、異議の有無を会議に諮ることができるということについては、会議規則の中に明  
記されていますので、そういったことも踏まえた上で、議事整理権とともに議長が判断をし  
ているということでございます。

○白石議長 沢田議員。

○沢田議員 私が申し上げたいのは、会議の原則と一見逆行しているかに見えるようなことを  
やるときには、何らかの根拠があってやられているんじゃないんですかということなんです  
ね。それが議事整理権というお話だと、そして会議規則に書かれている、できる規定だけ  
の話だと、その原則の上にとって、それでもどうしようもないときにはできるんだよとい  
うことのほうを優先しているみたいに見えるんじゃないかということに危惧しているわけ  
ですね。

で、実際に、もう慣例化しているじゃないですか。もういつも……。

○白石議長 はい、3分たちました。

○沢田議員 これだけちょっと最後に。要は、請願は、一括議題で簡易表決にするというのはどこにも書いてないんですよ。明文化されたルールがない中で、暗黙の了解のようにもうやってきているんですけど、議長は、一方では、中立公正な議会運営を目指されているわけですよ。なので、今のように議運に参加できない議員が議運の決定に異議を申し立てたときには、今日の議運で決まったからとかというのではなくて、原理原則にのっとなって、中立公正な御判断をいただくというお考えがあたりだと思うんですよ。議員平等の原則、議員は平等に扱うということもお考えだとは思いますが。なので、要は、議運に参加できなくて、議運の決定に異議も申し立てられないような議員がいるとしたら、それは全員が平等と言えませんし、多分、そもそも区民もそういうことを知らないですよ。一部の議員が議会運営に十分に意思を反映できてない状況とあって、区民も知らないと思うので、議長として、ぜひ是正に努めていただけないかということをお話をいただくか、次の議長さんがもしいらっしゃるのであれば、申し送りをいただけないかというお話なんですが、いかがでしょうか。

○白石議長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 繰り返して恐縮ですが、会議規則ですとか、議長の議事整理権、それからこれまでの文京区議会の議会の進め方の中で、請願については、一括して議題として、委員会決定のとおり簡易表決により採決するということが以前から進められてきているということをごさいます、別に議長が勝手にそういうことにしているということではなく、会議規則や議事整理権に基づき、また、これまでの先例も踏まえながら運営をしている、円滑な運営に努めているということをごさいます。

○白石議長 最終的には、議長が判断します。

（「その判断のときには、やっぱり慣例……」と言う人あり）

○白石議長 いや、関連じゃないですよ。皆さんが決められたルールの中で、文京区議会の進め方は、ほかの自治体と様々やり方が違うところがあった中で、闊達な委員会を通じて、本会議にその態度が出てくるということをごさいますので、それを——もういいです。それを判断して、今まで運営をしまいいりました。こういう御意見もあることは、次の議長にも伝えていきたいと思えます。

---

○白石議長 それでは、これもちまして、全員協議会を閉会いたしますが、議長、副議長選挙では、被選挙人に同姓の議員がいる場合、名字だけでは無効になってしまいますので、氏名をしっかりと記載するように、よろしくお願いたします。

午後 1時49分 閉会